

令和元年台風第19号の被災者に対する 市営住宅への一時避難の受入れ拡大について

横浜市では、令和元年台風第19号で被災された方について、次のとおり、市営住宅への受入れを拡大することとしましたので、お知らせします。

1 提供住宅

(1) 戸数 34 戸

(2) 対象住宅

野庭住宅（港南区）、南台ハイツ（瀬谷区）、勝田住宅（都筑区）、
十日市場ヒルタウン（緑区）、洋光台住宅（磯子区）

※ 今後も状況に応じて、可能な範囲で戸数及び対象住宅を増やしていきます。

2 入居条件

(1) 入居資格

下記ア、イのいずれかに該当し、り災証明が発行された世帯の方（原則、半壊以上）。

ア 横浜市内に6か月以上お住まいの方（住民票により確認）

【既に、1（2）の対象住宅の一部で受入れを開始済み】

令和元年台風第19号により自宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方。

イ 横浜市以外にお住まいの方

令和元年台風第19号により自宅に大きな被害を受け、居住継続が困難な方で、災害救助法の適用となった区域にお住まいの方。

(2) 使用期間

当初3か月（ただし、状況によっては最長6か月までの延長を認めます。）

(3) 使用料・保証金

免除（ただし、光熱水費、共益費等は各自負担）

3 受付期間

令和元年10月23日（水）～令和元年11月22日（金）（土日・祝日を除く）

受付時間 午前9時から午後5時まで

※ お申し込み後、概ね1週間以内で入居が可能となります。

4 申込・お問合せ先

横浜市建築局市営住宅課管理係 045-671-4420

5 その他

(1) 部屋には照明器具、ガスコンロ、カーテンを備えています。

（なお、寝具や冷暖房等はありませんので、御自身でご用意ください。）

(2) ペット飼育禁止等、入居にあたっては市営住宅のルールを順守して頂きます。

お問合せ先

建築局市営住宅課長 吉原 秀典 Tel 045-671-2903